

令和4年8月1日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全管理者	衛生管理者

一般社団法人酒田労働基準協会
会長 前田直之

『特定粉じん作業特別教育』のご案内

常時特定粉じん作業に従事する労働者に対して事業者は、粉じんに係る疾病と健康管理、粉じんの発散防止、呼吸用保護具の使用法、作業場の換気の方法等について特別教育を行うことが法令で義務づけられています。(労働安全衛生法第59条第3項)

既に労働安全衛生法に関連する通達等では、上記業務に従事する労働者の方は全員が受講しなければならないことになっております。下記により鶴岡労働基準協会と共催することとしましたので、貴事業場に対象者がおりましたら是非受講頂きます様ご案内申し上げます。

記

- 日時： 令和4年9月7日(水) 9時30分～15時20分
- 会場： 鶴岡中央工業団地管理センター 2階 大会議室
(鶴岡市宝田1丁目20-3・TEL0235-23-7889)
- 講習内容：

(1) 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
(2) 作業場の管理	1時間
(3) 呼吸用保護具の使用法	0.5時間
(4) 粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
(5) 関係法令	1時間
- 申込期限： 8月31日(水) 但し、定員になり次第締切ります。
- 受講料： 基準協会会員 9,000円/名、会員外 13,000円/名 (テキスト代含む)
※ 昼食代は含まれておりません。
- 注意事項： 申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。
現在、①県外在住の方、②開催日より2週間以内に県外へ出張・旅行等を行った方、③2週間以内に県外からの来県者(家族も含めて)との濃厚接触があった方、④2週間以内に海外への渡航を行った方の受講はお断りしています。
- その他： 遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

1. 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316
 ◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）
 振込手数料は、貴社にてご負担願います。
 また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
2. 申込先： 〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 一般社団法人 酒田労働基準協会
 問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項： ※ 受講の取り消しは、講習日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには、受講料の返金は致しません。
 ※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。
 ※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。
 ※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は御社にてご負担願います。

『特定粉じん作業特別教育』 受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名 (フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

令和4年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行